

風早活性化協議会規約

(設置目的)

第1条 北条地域の振興を図る「松山市風早レトロタウン構想」の実現に資するため、風早活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を推進する。

- (1) 北条地域の魅力ある地域資源を磨き活用するとともに、新たな魅力の創出を図る資源活用事業。
- (2) 北条地域の景観・環境を整備し価値を高めることにより、地域住民の地域への愛着や誇りを育むとともに、来訪者にとっても魅力ある空間づくりを図る環境整備事業。
- (3) 北条地域の魅力を効果的かつ効率的に伝えることにより、一人でも多くの人の興味・共感につなげ、参加・共有へと広げていく情報発信事業。
- (4) 北条地域に集客を図ることにより、来訪者との交流の場を設け、地域住民のまちづくりに対する機運やおもてなしの心の醸成を図る交流促進事業。
- (5) 地域住民や各種団体が協働することにより、それぞれの強みや役割を活かし、取り組みが継続する環境を整える協働推進事業。
- (6) その他目的達成に必要な事業に関する事。

(会員)

第3条 協議会の会員は、協議会の趣旨に賛同する個人、企業及び団体とする。

2 会員の種別は、次のとおりとし、年会費は、1口1,000円で次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|-------------|----|-------|
| (1) 個人正会員 | 年間 | 3口以上 |
| (2) 企業・団体会員 | 年間 | 10口以上 |
| (3) 賛助会員 | 年間 | 1口以上 |

3 会員は、年会費を決められた期日までに納入しなければならない。

4 既納の年会費は、特別な事情がある場合を除き、返還しない。

(入会)

第4条 協議会の目的に賛同し、会員になろうとする者は、入会申込書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会届（第2号様式）を会長に提出して、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員である企業または団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第7条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたとき。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 部会長 部会の数に応じ各1名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

(役員職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、事業達成のための職務を行う。
- 4 部会長は、部会を総理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。
- 6 事務局長は、庶務を司る。

(役員を選任)

- 第10条 理事、部会長は、総会で第3条第2項第1号及び第2号の会員から選任する。
- 2 会長は、総会で理事の互選によって選任する。
 - 3 副会長は、総会で会長が理事の中から選任する。
 - 4 監事2名のうち1名は、総会で会長が第3条第2項第1号及び第2号の会員から選任する。
 - 5 監事2名のうち1名は、公金監査を担当する松山市職員をあてる。
 - 6 事務局長は、松山市坂の上の雲まちづくり担当部長または副部長をもってあてる。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は1年とし再任を妨げない。
- 2 会長は、理事及び監事に欠員が生じたときは、理事に諮って、これを補充することができる。
 - 3 前項の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(組織)

- 第12条 協議会には、総会、理事会、部会を置く。

(総会)

- 第13条 総会は、理事会または、会長が必要と認めたときに開催する。
- 2 総会は、第3条第2項第1号及び第2号の会員をもって構成する。
 - 3 前項に規定する会員の過半数から総会の招集請求が提出されたときは、会長は、総会を招集しなければならない。
 - 4 総会の議長は、会長が務める。
 - 5 議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 2 理事会は、第8条第1項第1号から第4号までの役員をもって構成する。
 - 3 理事会は、会長が招集する。
 - 4 理事の過半数から理事会の招集請求が提出されたときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

- 5 理事会の議長は、会長が務める。
- 6 理事会は、理事会を構成する役員の半数以上（委任状の提出を含む。）の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 7 理事会は、次の事項を審議及び決定並びに認定などを行う。
 - (1) 協議会の事業計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 協議会の予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他、会員の運営に関する重要な事項
- 8 会長は、必要に応じて理事会に会員の出席を求めることができる。

（常任部会と特別部会）

第15条 協議会に執行機関として常任部会と特別部会を置く。

- 2 第3条第2項第1号及び第2号の会員で役員以外（部会長を除く。）の会員は、常任部会と特別部会いずれかの部会に所属しなければならない。ただし、会員の希望により重複して所属することができる。
- 3 部会は、前項の会員及び会員が代表を務める団体の構成員をもって構成する。
- 4 常任部会には、第2条の事業を達成するため、次に掲げる部会を設置する。
 - (1) 資源活用部会
 - (2) 環境整備部会
 - (3) 交流促進部会
- 5 特別部会には、第2条の事業のうち特定課題に対応するため、常任部会の所管を越えて総合的かつ効率的な審議・実行が望まれる場合に、次に掲げる部会を設置することができる。
 - (1) 北条鯛めしブランド化推進特別部会
 - (2) 祭都風早ブランド化推進特別部会
- 6 部会は、第2条の事業を実施するため、必要に応じ部会を設置、統合、廃止することができる。
- 7 部会に、部会長、副部会長を置く。
- 8 副部会長は、部会長が部会で選任する。
- 9 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 10 部会長は、具体的な活動内容等について協議するため、必要に応じて部会を招集することができる。
- 11 部会員の過半数から部会の招集請求が提出されたときは、部会長は、部会を招集しな

ければならない。

12 部会の議長は，部会長が務める。

13 議事は，出席者の過半数によって決し，可否同数のときは，議長が決定する。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は，松山市役所内に置く。

(経費)

第17条 協議会の経費は，負担金，会費，その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(監査)

第19条 監事は，毎年度の決算終了後，当該決算について監査する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は，平成25年4月22日から施行する。

2 平成27年5月14日理事会諮問、定期総会同月30日改正、同日施行

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

風早活性化協議会会長 様

「風早活性化協議会」入会申込書

このたび、「風早活性化協議会」に入会いたしたく下記のとおり申し込みます。

住 所	〒 ー		
フリガナ 氏 名	㊟		
連 絡 先	自宅	携帯	
会員種別	ア. 個人正会員	イ. 企業・団体会員	ウ. 賛助会員
部会種別	資源活用部会	環境整備部会	交流促進部会
	北条鯛めしブランド 化推進特別部会	祭都風早ブランド化 推進特別部会	
年 会 費	ア. 1口 1,000円× 口= 円 (年間3口以上)		
	イ. 1口 1,000円× 口= 円 (年間10口以上)		
	ウ. 1口 1,000円× 口= 円 (年間1口以上)		
備 考 (メールアドレス等)			

◎賛助会員は、部会種別を記入する必要はありません。

◎お申込みいただいた個人情報には目的以外には使用いたしません。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

風早活性化協議会会長 様

「風早活性化協議会」退会届

このたび、「風早活性化協議会」を退会いたしたく下記のとおり届けます。

住 所	〒 ー
フリガナ 氏 名	Ⓜ
退会理由	